(8)　(7)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第22条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

(9)～(16)　［略］

７．～９．　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

（電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四号施行日後、電気事業法第十八条第一項の規定により最初に定める託送供給等約款に係る法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の八の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。

（電気事業託送供給等収支計算規則計算の一部改正に伴う経過措置）

第三条　電気事業託送供給等収支計算規則計算別表第１は、この省令の施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四号施行日後、法第十八条第一項の規定により最初に定める託送供給等約款に係る料金を算定する場合においては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法十七条の二第一項又は第四項（基礎原価等項目のうち、燃料費の変動額を基に変更しようとする場合に限る。）の規定により算定しようとする収入の見通しの承認の申請の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）」とあるのは、「令和四年三月から五月の三月分」とする。

○国土交通省令第七十五号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百三十五号）の施行に伴い、並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第七条第二項、第十条第三項第五号並びに第十一条第四項及び同項第四号（これらの規定を同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条（同法第十九条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十七条第三項第三号、第二十八条第一項、第三十条第一項、第三十三条、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十九条並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(8)　(7)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第26条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

(9)～(16)　［略］

７．～９．　［略］